

# ポリ塩化ビフェニル使用製品等の適正管理指導要綱

平成27年4月1日施行

改正 令和3年3月1日

令和4年5月26日

## (目的)

第1条 この要綱は、事業者がポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)使用製品及びPCB廃棄物を適正に管理することについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。)その他の関係法令及び条例等で定めるもののほか、市長の行政指導に必要な事項を定め、PCBの紛失等による環境リスクの拡大を未然に防止することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「PCB使用製品」とは、高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器その他の別表1に示すPCBを含む製品で、現在も使用されているものをいう。
- (2) 「PCB廃棄物」とは、廃PCB、PCBを含む廃油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもので、別表2に示すものをいう。
- (3) 「所有事業者」とは、市内の事務所又は事業場において、PCB使用製品を所有している事業者をいう。
- (4) 「保管事業者」とは、市内の事務所又は事業場において、PCB廃棄物を保管している事業者をいう。

## (PCB使用製品の使用状況の把握等)

第3条 市長は、PCBによる環境リスクを未然に防止するため、市内における使用中のPCB使用製品の所有状況及びPCB廃棄物の保管状況を把握するものとする。

## (所有事業者及び保管事業者に対する指導)

第4条 市長は、所有事業者及び保管事業者に対し、PCBによる環境リスクの未然防止の観点から、PCB使用製品及びPCB廃棄物の紛失、PCBの飛散及び流出等が起これないように、適正に管理するよう求めるものとする。

2 市長は、所有事業者に対し、PCB使用製品を計画的にPCBが使用されていない製品に交換することに努め、交換後、交換により生じたPCB廃棄物を、処理されるまでの間、適正に保管するよう求めるものとする。

(PCB使用製品に係る管理責任者の設置)

第5条 市長は、所有事業者に対し、PCB使用製品を適正に管理するために、管理台帳の作成などによりPCB使用製品の紛失等が生じないよう適正な管理を行う管理責任者を設置するよう求めるものとする。

(保管場所変更時の届出)

第6条 市長は、保管事業者に対し、PCB廃棄物の保管場所を変更することを目的に運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を様式第1号により、届け出るよう求めるものとする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の届出)

第7条 市長は、保管事業者に対し、廃棄物処理法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を新たに設置し、又は変更した場合は、速やかに様式第2号により、届け出るよう求めるものとする。

(紛失時の届出)

第8条 市長は、所有事業者及び保管事業者に対し、PCB使用製品及び保管中のPCB廃棄物を紛失した場合は、直ちに紛失の状況について調査し、紛失したPCB廃棄物の回収に努め、紛失の再発防止のために対策を講じるとともに、様式第3号により、届け出るよう求めるものとする。

(事故時の届出)

第9条 市長は、所有事業者及び保管事業者に対し、PCB使用製品及び保管中のPCB廃棄物の破損、PCBの環境への飛散及び流出等の事故が発生した場合は、直ちに汚染の除去、適正保管その他の応急の措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要並びに事故の再発防止のための措置について、様式第4号により、届け出るよう求めるものとする。

(立入調査)

第10条 市長は、この要綱による行政指導に必要な範囲において、PCB使用製品の所有状況の調査のために、その職員に、所有事業者の同意を得て、事務所、事業場その他の場所に立ち入りをさせるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱の改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱の改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表1 PCB使用製品(要綱第2条関係)

PCB使用製品の種類		対象製品の用途の例
高圧トランス		ビル、病院、工場、学校等の受変電設備用
高圧コンデンサ		
柱上トランス		電柱上の変圧用
リアクトル		高調波電圧による受変電設備保護用
サージアブソーバ		雷による受変電設備保護用
放電コイル		コンデンサ短時間放電用
照明用安定器	蛍光灯安定器	ビル、学校、工場等の照明用
	水銀灯安定器	工場等の高天井照明用 道路等の照明用
	低圧ナトリウム安定器	道路等の照明用
低圧コンデンサ		電気機器用コンデンサ
その他コンデンサ		電気機器用小型コンデンサ
その他PCB使用電気機器		上記以外のPCB使用電気機器

別表2 PCB廃棄物(要綱第2条関係)

PCB廃棄物の種類		対象製品等の例
廃PCB等(廃PCB及びPCBを含む廃油)		○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の絶縁油○PCBが混入した廃油
PCB 汚染物	PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず	○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の紙製部品(絶縁紙)○廃感圧紙
	PCBが染み込んだ木くず	○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の木製部品(スペーサー等)○PCBが染み込んだ建材
	PCBが染みこんだ繊維くず	○PCBが染み込んだウエス又は衣類○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の部品(綿バンド等)
	PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類	○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等内部品(コンデンサ素子用 PP フィルム)
	PCBが付着し、又は封入された金属くず	○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の金属製容器及び各種部品類(コンデンサ素子用アルミ、金具類)
PCB処理物 (廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの)		○上記の製品等を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの